

# 県連規約の一部改正 国会議員候補予定者選考について

## 1. 自由民主党宮崎県支部連合会規約 附則6-② の改正について

改正案	現 行
<p>公募の是非については、選挙対策委員会で決定する。<u>この場合、現職を有する選挙区においては、同委員会の出席者の3分の2以上の議決により公募は行わないことができるものとする。なお、当該選挙に立候補しようとする者は除斥する。</u></p> <p>(以下、現行通りのため省略)</p>	<p>公募の是非については、選挙対策委員会で決定する。</p> <p>その結果、公募制を採用する場合は、「国会議員公認候補予定者公募要領」により公募する。</p> <p>公募による選考を行う場合の参議院議員の選考委員は、現行通り県連会長及び県連顧問並びに総務の職にある者、地域支部代表者75名以内（うち女性30名以上）並びに職域支部及び友好団体10名以内の計150名以内で構成する。衆議院議員については、選挙区内の3年以上の継続黨員により選考する。</p>

## 2. 施行期日 平成29年5月27日

## 3. 改正理由

選挙を勝ち抜くためには、候補者自身の後援会活動を基本に挙党態勢で臨むのは当然のことである。

そのため、候補者選考にあたっては一般県民にも受け入れられる「最良最強の候補者」選考プロセスが求められる。従って、候補者選考にあたっては、選挙対策委員会の満場一致が望ましいが、出席委員の3分の2以上の議決とする。